

## 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組み状況

### 1. 中小企業等の経営支援に関する取り組み方針

「はたしん」は、地域の中小企業等のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、必要に応じ経営改善支援を行うなど、課題解決型金融の実践に努めることは、非営利の協同組織金融機関として最も重要な社会的使命の一つであることを認識し、地域経済の活性化に向け全力で取り組んでおります。

したがって、中小企業や個人事業主および住宅ローン等を利用されている個人のお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合にも、真摯に受け止め、お客様の抱えている課題を十分に把握したうえで、その解決に向け、必要に応じて外部専門家や外部機関も活用しつつ、きめ細やかな対応を行っております。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者様等においても同様な対応に加え、各自治体への支援金や協力金の受給手続きなど、積極的に取り組んでおります。

### 2. 中小企業等の経営支援に関する態勢整備

当金庫では、平成15年7月本部内に「企業再生支援室」（平成26年3月に「経営支援課」に改称）を設置し、営業店と連携を行い経営支援先等に対し経営改善計画書の策定やフォローアップを行っております。

必要に応じて外部専門家や外部機関（認定支援機関等）も活用し経営支援を行っております。

### 3. 中小企業等の経営支援に関する取り組み

平成24年11月5日付けで、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の規定に基づき、「経営革新等支援機関」としての認定を受けました。

「中小企業経営力強化支援法」は中小企業の経営課題が多様化・複雑化している現状を踏まえ、中小企業の経営力強化を図るため、中小企業の支援を行う金融機関等を認定し、その活動を後押しすることを目的とするものです。

また、平成27年9月2日には四国税理士会高知県支部連合会との間で業務連携の覚書を締結し、中小企業支援の取り組みを行っております。

コンサルティング機能の一層の発揮を図り、積極的に地域のお客さまの様々な課題解決支援を図ってまいります。

#### 【認定経営革新等支援機関としての相談内容】

創業支援、事業計画作成支援、販路・マーケティング、金融・財務、事業承継、M&A

#### 経営改善支援の取組状況（2020年度）

項 目	先 数
経営支援先として集中的な支援を行っている先	31先
うち計画を策定している先	30先
うち2020年度内に債務者区分がランクアップした先	0先
うち2020年度に当金庫主導で中小企業再生支援協議会を利用した先	0先

### 4. 地域の活性化に関する取り組み

幡多信用金庫は、地域貢献CSR(企業の社会的責任)活動の一環として、平成26年から平成27年にかけて幡多6市町村(四万十市、宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町、三原村)との包括協定を締結し、幡多6市町村と当金庫の相互の連携を強化し定期的に連絡協議会を開催しながら官民協働により産業振興に向けた取り組みを目指しております。

### 5. 「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからのお借入れや保証債務の整理について、相談を受けた際に真摯な対応をするための態勢を整備しています。また、経営者等による保証の必要性については、お客様との十分な対話により、法人および個人事業者と経営者等との関係性や財務内容等の状況を把握し、同ガイドラインを踏まえ十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

2020年度取組状況	
新規に無保証で融資した件数	59件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	6.61%